

大阪女学院短期大学学則

第1章 目的及び使命

(目的)

- 第1条 大阪女学院短期大学（以下「本学」という）は、キリスト教に基づく教育共同体である。その目指すところは、真理を探究し、自己と他者の尊厳に目覚め、確かな知識と豊かな感受性に裏付けられた洞察力を備え、社会に積極的に関わる人間の形成にある。
- 2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己評価及び相互評価に努め、その結果を公表する。
- 3 本学は、教育研究活動及び大学の運営について、第三者の審査を受け、また、認証評価機関の審査に基づいて、その改革に努める。
- 4 第2項及び第3項の自己評価等の実施について必要な事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第2条 本学に国際コミュニケーション学科を置く。学生定員は、60人とする。

(在学期間)

- 第3条 在学期間は2か年以上とし、4か年を超えることはできない。ただし、休学期間は、在学期間に算入しない。
- 2 第22条の2に規定する長期にわたる教育課程を履修する学生の在学期間は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

- 第5条 学年を春及び秋学期の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月21日まで

秋学期 9月22日から3月31日まで

(休業日)

第6条 定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（授業実施日を除く）
 - (3) 学校法人大阪女学院の創立記念日（1月7日）又は代休日
 - (4) 夏季休業日 8月9日から9月21日まで
 - (5) 冬季休業日 12月25日から1月8日まで
- 2 学長が必要と認める場合には、前項の休業日を変更し、また、臨時に休業日を定めることがある。
- 3 学長が必要と認める場合には、休業期間中に授業及び特別プログラムを実施することがある。

第4章 入学，転入学，再入学，休学，復学，退学 及び除籍

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、春学期の始めとする。

2 特に必要な場合は、秋学期の始めに入学を認める。

(入学の資格)

第8条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること。その他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上

の学力があると学長が認めた者

(入学志願手続)

第 9 条 入学志願者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学試験)

第 10 条 入学を志願する者に対し、選抜試験を行う。

(入学手続)

第 11 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、
入学金、学費等を納付しなければならない。また、宣誓書、保証人連署の在
学保証書、その他本学が必要とする書類を提出しなければならない。

(転入学)

第 12 条 本学に転入学を志望する者があるときは、正当な事由があると認めた場
合は、選考の上、学長が許可する。

2 転入学に必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第 13 条 願いにより退学した者又は除籍になった者が、再入学を願い出たときは、
教授会の意見を聴き学長が再入学を許可する。

2 再入学に必要な事項は、再入学規程により定める。

(単位の認定)

第 14 条 第 12 条又は第 13 条により入学を許可された者の既に修得した授業科
目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の意見を聴
き学長が決定する。

(退学)

第 15 条 退学しようとする者は、所定の退学願を保証人連署のうえ提出し、学長
の許可を得なければならない。

(休学)

第 16 条 病気又は他の事由で休学をしようとする者は、所定の休学願を保証人連
署のうえ提出し、学長の許可を得なければならない。ただし、病気のため休
学しようとするときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 あらかじめ届出た休学の期間を超えて休学しようとするときは、当該の休学期
間満了前に、所定の休学願にあらためて理由と期間を明記のうえ提出し、学長の
許可を得なければならない。

3 それぞれの学期の全期間を休学する場合は、学期ごとに休学在籍料を納付しな
ければならない。休学在籍料の額は、別に定める。

(休学の命令)

第 17 条 学長は、病気等のため修学に適さないと認める者に対して、休学を命ず
る。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。ただし、前条に定める休学については、その期間を延長することができる。

(復学)

第19条 休学の理由が消滅し、復学を希望する者は、所定の復学願を保証人連署のうえ提出し、学長の許可を得なければならない。ただし、病気のため休学したときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(除籍)

第20条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、教授会の意見を聴き、これを除籍する。

- (1) 第3条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程、履修方法及び課程修了認定

(授業科目及び単位)

第21条 本学に置く次の授業科目群の授業科目及び単位は、別表第一のとおりとする。

- ・ 共通英語科目群
- ・ 共通教育科目群
- ・ 海外等体験科目群

なお、共通英語科目群と共通教育科目群それぞれにコア・エリア、アカデミック・エリア及びプロフェッショナル・エリアを置く。

- 2 教職に関する科目群の授業科目及び単位は、別表第二のとおりとする。
- 3 前第1項及び第2項に規定するもののほか、外国人留学生に対して、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設する。
- 4 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けた者（以下「帰国学生」という）の教育について本学が必要と認める場合には、前第3項に規定する授業科目を開設する。

(授業科目配当)

第22条 本学の授業科目は、2年間に配当して教授する。

- 2 前条第1項の各授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。

(長期にわたる教育課程の履修)

第22条の2 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し

出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(単位数算定基準)

第23条 各授業科目の単位の計算方法は、1 単位の学修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの授業をもって1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの授業をもって1 単位とする。

(卒業要件単位)

第24条 本学を卒業するためには2 年以上在学し、必修科目及び選択科目の合計 62 単位以上を修得しなければならない。

(他大学における修得単位の認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより、本学院が併設する大学及び他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学において履修したとみなすことができる単位数は、前項及び第26条の単位数と合わせて30 単位を超えないものとする。

3 前2 項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修の認定)

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30 単位を超えないものとする。

3 前項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 教育上有益と認めるときは、入学前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位数を含む）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、入学前に行った前条第1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2 項により修得したものとみなし、与えることができる単位数は、合わせて30 単位を超えないものとする。

4 前3 項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(教育職員免許)

第28条 「中学校教諭の二種免許状外国語(英語)」を得ようとするものは、第24条の規定に定めるものの外、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。

2 教員免許状の取得のための履修方法等については、別に定める。

(教員養成センター)

第28条の2 前条の教育課程の整備充実を図り、初等中等教育の教員養成に係る研究開発を行うために本学に「教員養成センター」を置く。

(教職課程の自己点検・評価)

第28条の3 本学は、教育職員免許法施行規則第22条の8に基づき、教職課程の自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己点検・評価の実施について必要な事項は、別に定める。

(単位の修得)

第29条 一つの授業科目を履修した学生に対し、平素の学習成果の評価及び試験の成績により単位を与えるものとする。試験は筆記試験及び実技のほか、本学が定める評価方法をもって代えることができる。

(学習評価)

第30条 学習評価は、当該授業科目の教育目的、教育目標及び授業方法に則したもっとも適切な方法で行う。

(評価資格)

第31条 履修授業目において、開講予定授業時間の3分の1を超えて欠席した者は、当該履修授業科目の評価資格を失う。

2 正当な理由なく授業科目修了試験を欠席したときは、当該授業科目の単位を修得できない。ただし、病気、事故又は交通機関の延着等本学が認めるやむをえない事由のため、授業科目修了試験を受けられなかったときは、追試験を受けることができる。

(授業科目の評価)

第32条 授業科目の評価は、次のとおりとする。

A(優秀)、B(佳良)、C(可)、P(合格)、F(不可)、とし、F(不可)以外について、単位を認定する。

2 評点の算出方法は、別に定める。

(卒業の認定)

第33条 第24条の卒業要件を満たした者については、教授会の意見を聴き学長が卒業を認定し、短期大学士の学位を授与する。

第6章 検定料，入学金，学費及びその他の費目

(検定料，入学金，学費等)

第34条 検定料，入学金，学費等の金額及び納付に関する事項は，別に定める。

(学費等の納入)

第35条 学費は，次の2回に分けて納入しなければならない。

1回目 4月1日（1年次は，入学手続時）

2回目 10月1日

(検定料，入学金，学費等の返還)

第36条 一旦納めた検定料及び入学金は，如何なる事情があっても返還しない。

2 既納の学費及び休学在籍料は，返還しない。ただし，学長がその事由を認めた場合には，返還することがある。

(奨学金等)

第37条 奨学金及び学費減免に関する規程は，別に定める。

第7章 職員組織

(学長等)

第38条 学長は，本学の校務をつかさどり，所属職員を統督する。

2 本学に副学長を置くことができる。副学長は，学長を助け，命を受けて校務をつかさどる。

(学長補佐)

第38条の2 本学に必要と認められる場合は，学長補佐を置くことができる。学長補佐は学長の指示を受けて特命業務に携わる。

(教員組織)

第39条 本学に教授，准教授，専任講師，助教及び助手を置く。

(事務職員組織)

第40条 本学に学務の処理，会計経理，教職員の厚生福利等のため，事務局長，その他の事務職員及び嘱託職員等を置く。

第8章 教授会

(教授会の設置)

第40条の2 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第41条 教授会は，学長，副学長，教授，准教授，専任講師，助教及び学長が指名するその他の職員をもって構成する。また，学長は，議事に必要な役員，教員及び職員を教授会に陪席させることができる。

2 前項の定めにかかわらず，教学及び研究に専従する契約をもって雇用する基幹

教員は構成員とはしない。

- 3 別に定める教授会規程により、教授会の成員のうちの一部の者をもって構成する専門委員会等を組織することができる。

(教授会の役割)

第42条 教授会は、次の事項について学長に対して意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

- 2 前項に規定するものの他、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くものは学長が定める。

(教授会の招集)

第43条 教授会は学長が招集する。教授会の運営に関する事項は、別に定める。

- 2 学長は、必要があると認めたときは、大阪女学院大学と合同で教授会を開催することができる。

第9章 聴講生，単位互換履修生，科目等履修生， 高大連携履修生，特別聴講生及び外国人留 学 生

(聴講の許可)

第44条 第8条の規定する入学資格を有する者で、特定の授業科目の聴講を志望する者の許可については、学長が定める。

- 2 聴講生が履修登録を認められる単位数は、卒業に要する単位数の半分以上とする。

(単位互換履修生)

第45条 単位互換の協定を締結した大学又は短期大学の学生が単位互換開講科目の履修を希望したときの許可については、学長が定める。

- 2 単位互換履修生の履修手続き、履修結果の処理及び授業料等は、単位互換協定に基づき行う。

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目の履修を志望する者(以下「科目等履修生」という)の許可については、学長が定める。

- 2 科目等履修生が単位認定を希望したときは、本学の単位認定方法に基づいて単位を認定することができる。

(高大連携履修生)

第47条 高大連携の協定を締結した高等学校の生徒が当該高等学校の校長の推薦により、本学の特定の授業科目について履修を志望したときの許可については、学長が定める。

2 履修した生徒が単位認定を希望したときは、本学の単位認定方法に基づいて単位を認定することができる。

(特別聴講生の履修)

第48条 国内又は外国の短期大学又は大学との協議により、当該の短期大学の学生に、特別聴講生として、本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講学生に関する必要な事項は、学長が定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるとき、学長は選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第50条 学生として優秀な研究業績のあった者又は他の模範とするに足る業績のあった者の表彰については、学長が定める。

(懲戒)

第51条 学生が、本学の規則命令に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為を行なったとき、学長は本条第2項に示す委員会を編成、招集し、委員会における協議を経て、これを懲戒する。

2 委員会は、大学運営会議構成員から学長、副学長、事務局長、教務部長、事務局次長並びに事案の内容により学長が指名する者で編成され、懲戒に関する協議を行う。

第11章 削除

第12章 図書館

(図書館の設置)

第52条 本学に図書館を設け、教員、学生及び校友の研究に備える。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

第 1 3 章 厚生施設

(保健室の設置)

第 5 3 条 教職員及び学生の保健衛生に資するために、本学内に保健室及び学生相談室を設ける。

第 5 4 条 削除

第 1 4 章 公開講座

(講座の開放)

第 5 5 条 地域社会の文化的進展に寄与するために、本学における講義の学外延長として臨時に講習会を催し、また、適時公開講座を開き、一般有志の研究に門戸を開放する。

第 1 5 章 学則の改廃

(学則の改廃)

第 5 6 条 この学則の改廃は、大学運営会議の意見を聴いた後、学院運営会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

- 1 本学則は 1 9 9 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条に規定する学生定員は、2 0 0 0 年までの間は次のとおりとする。

学科・専攻	1 9 9 5 年～1 9 9 9 年度		2 0 0 0 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
英語科	3 5 0 人	7 0 0 人	2 5 0 人	6 0 0 人

- 3 本学則は、1 9 9 7 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 4 本学則は、1 9 9 8 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 5 本学則は、1 9 9 9 年 4 月 1 日からこれを施行する。
- 6 第 2 条に規定する学生定員は 2 0 0 0 年度から 2 0 0 4 年度までの間は次のとおりとし、本学則は 2 0 0 0 年 4 月 1 日からこれを施行する。

	入学定員	収容定員
2 0 0 0 年度	3 4 0 人	6 9 0 人
2 0 0 1 年度	3 3 0 人	6 7 0 人
2 0 0 2 年度	3 2 0 人	6 5 0 人
2 0 0 3 年度	3 1 0 人	6 3 0 人

2004年度	300人	610人
2005年度以降	300人	600人

- 7 本学則は、2001年4月1日からこれを施行する。
 8 本学則は、2002年4月1日からこれを施行する。
 9 本学則は、2003年4月1日からこれを施行する。
 10 第2条に規定する学生定員は2004年度から次のとおりとし、2004年4月1日からこれを施行する。

	入学定員	収容定員
2004年度	150人	450人
2005年度以降	150人	300人

- 11 本学則は、2005年4月1日からこれを施行する。
 12 本学則は、2005年10月1日からこれを施行する。
 13 英語専攻科は2006年4月1日をもって廃止する。
 14 本学則は、2006年4月1日からこれを施行する。
 15 本学則は、2007年4月1日からこれを施行する。
 16 本学則は、2008年4月1日からこれを施行する。
 17 本学則は、2009年4月1日からこれを施行する。
 18 本学則は、2010年4月1日からこれを施行する。
 19 本学則は、2011年4月1日からこれを施行する。
 20 第2条に規定する学生定員は2012年度から次のとおりとし、2012年4月1日からこれを施行する。

	入学定員	収容定員
2012年度	100人	250人
2013年度以降	100人	200人

- 21 本学則は、2013年4月1日からこれを施行する。
 22 本学則は、2014年4月1日からこれを施行する。
 23 本学則は、2015年4月1日からこれを施行する。
 24 本学則は、2016年4月1日からこれを施行する。
 25 本学則は、2017年4月1日からこれを施行する。
 26 本学則は、2018年4月1日からこれを施行する。
 27 本学則は、2019年4月1日からこれを施行する。
 28 本学則は、2020年3月1日からこれを施行する。
 29 本学則は、2020年4月1日からこれを施行する。
 30 本学則は、2021年4月1日からこれを施行する。

- 31 本学則は、2021年9月28日からこれを施行する。
- 32 本学則は、2022年4月1日からこれを施行する。
- 33 本学則は、2023年4月1日からこれを施行する。
- 34 第2条に規定する学生定員は2023年度から次のとおりとし、2023年4月1日からこれを施行する。

	入学定員	収容定員
2023年度	60人	160人
2024年度以降	60人	120人

- 35 本学則は、2024年4月1日からこれを施行する。
- 36 本学則は、2024年10月1日からこれを施行する。
- 37 第2条に規定する学科は2025年度から国際コミュニケーション学科に変更し、2025年4月1日からこれを施行する。
- 38 本学則は、2025年4月1日からこれを施行する。

別表第一

領域・群		ベンチマーク	授業科目名	単位	必修	選択	自由	
共通英語科目群	コア・エリア	英語基幹	ENG107	Integrated Reading 1	4	4		
			ENG108	Integrated Reading 2	4	4		
			ENG109	Integrated Discussion 1	2	2		
			ENG110	Integrated Discussion 2	2	2		
			ENG120	Integrated Writing 1	2		2	
			ENG121	Integrated Writing 2	2		2	
			ENG119	College Writing	4		4	
			ENG101	Phonetics 1	2	2		
			ENG102	Phonetics 2	2	2		
			ENG103	Grammar 1	2	2		
			ENG104	Grammar 2	2	2		
			ENG111	Oral Communication 1	1		1	
			ENG112	Oral Communication 2	1		1	
			ENG113	Foundation Reading 1	1		1	
			ENG114	Foundation Reading 2	1		1	
			ENG115	Foundation Writing 1	1		1	
			ENG116	Foundation Writing 2	1		1	
			ENG117	Foundation Grammar 1	1		1	
		ENG118	Foundation Grammar 2	1		1		
		英語展開	ENG202	Theme Studies A	2		2	
			ENG202	Theme Studies B	2		2	
			ENG202	Theme Studies C	2		2	
			ENG202	Theme Studies D	2		2	
			ENG208	Advanced Seminar 1	2		2	
			ENG209	Advanced Seminar 2	2		2	
			ENG210	Advanced Seminar 3	2		2	
			ENG211	Advanced Seminar 4	2		2	
			ENG203	World News A	2	2		
			ENG203	World News B	2		2	
		英語基礎・応用	ENG106	Speed Reading	2		2	
			ENG204	Academic Reading	2		2	
			ENG205	Academic Listening	2		2	
			ENG218	Oral Interpretation	2		2	
			ENG201	Advanced Public Speaking	2		2	
			ENG207	Biblical Studies	2		2	
				計	68	22	46	0

領域・群		ベンチマーク	授業科目名	単位	必修	選択	自由
共通英語科目群	アカデミック・エリア	ENG122	Reading Strategies	2		2	
		ENG305	English Strategies 4-TOEFL	2		2	
		ENG217	Advanced Writing	2		2	
		ENG216	Advanced Grammar	2		2	
			計	8	0	8	0

領域・群		ベンチマーク	授業科目名	単位	必修	選択	自由
共通英語科目群	プロフェッショナル・エリア	ENG105	English Strategies 1-TOEIC	2		2	
		ENG206	English Strategies 2-TOEIC	2		2	
		ENG303	English Strategies 3-TOEIC	2		2	
		ENG123	Business Reading and Writing	2		2	
		ENG212	English for Business Communication	2		2	
		ENG213	児童英語教育特別演習	2		2	
		ENG214	観光英語演習	2		2	
			計	14	0	14	0

領域・群		ベンチマーク	授業科目名	単位	必修	選択	自由
共通教育科目群	コア・エリア	自己探求と文化	GEN101	キリスト教学 1 (旧約聖書)	1	1	
			GEN102	キリスト教学 2 (新約聖書)	1	1	
			GEN104	自己の発見 I	3	3	
			GEN105	自己の発見 II	1		1
			GEN112	真navi 人生・社会	2	2	
			GEN106	総合キャンパスプログラム演習 I	1	1	
			GEN202	総合キャンパスプログラム演習 II	1		1
			GEN208	生と死の理解 (いのちの教育)	2		2
			GEN204	地球市民論	2		2
			GEN206	現代思想の入門	2		2
			GEN207	異文化間コミュニケーション	2		2
			GEN217	家族とライフデザイン	2		2
			GEN116	地域研究沖縄 I	1		1
			GEN210	文学との出会い	2		2
			GEN103	身体活動 1	0.5	0.5	
			GEN201	身体活動 2	0.5	0.5	
			GEN108	身体への気づき 女性のからだ	1		1
			GEN107	身体への気づき 保健体育	1		1
			GEN203	文章表現法 I	2		2
			GEN109	音楽と表現	1		1
			GEN205	近現代の世界と日本	2		2
				計	31	9	22
						0	

領域・群		ベンチマーク	授業科目名	単位	必修	選択	自由
共通教育科目群	コア・エリア	現代の課題	GEN209 国際理解入門	2		2	
			GEN215 世界の人権問題(人権の理解)	2		2	
			GEN214 差別と相互理解	2		2	
			GEN216 ジェンダーからみた現代社会	2		2	
			GEN213 日本国憲法	2		2	
			GEN110 人権教育講座	1		1	
			GEN224 平和紛争学入門	2		2	
			GEN225 ナショナリズムと国際社会	2		2	
		情報リテラシー	GEN114 デジタルネットワーク基礎	1	1		
			GEN117 基礎ゼミ	2	2		
			GEN113 AI・データサイエンスの基礎	2	2		
			GEN115 遠隔学習のためのパソコン活用 ※	2		2	
		世界の言語	LNG105 Spanish I -1	1		1	
			LNG106 Spanish I -2	1		1	
			LNG101 French I -1	1		1	
			LNG102 French I -2	1		1	
			LNG103 German I -1	1		1	
			LNG104 German I -2	1		1	
			LNG107 Chinese I -1	1		1	
			LNG108 Chinese I -2	1		1	
			LNG109 Korean I -1	1		1	
			LNG110 Korean I -2	1		1	
			LNG111 日本語実践演習 I -1	1		1	
			LNG112 日本語実践演習 I -2	1		1	
			LNG205 Spanish II -1	1		1	
			LNG206 Spanish II -2	1		1	
			LNG201 French II -1	1		1	
			LNG202 French II -2	1		1	
			LNG203 German II -1	1		1	
			LNG204 German II -2	1		1	
			LNG207 Chinese II -1	1		1	
			LNG208 Chinese II -2	1		1	
			LNG209 Korean II -1	1		1	
			LNG210 Korean II -2	1		1	
			LNG211 日本語・日本事情	1			1
		世界の言語(韓国語)	LNG131 韓国語特別演習 I -1	2		2	
			LNG132 韓国語特別演習 I -2	2		2	
			LNG231 韓国語特別演習 II -1	3		3	
			LNG232 韓国語特別演習 II -2	3		3	
			LNG331 韓国語特別演習 III -1	3		3	
			LNG332 韓国語特別演習 III -2	3		3	
			LNG33 韓国語特別演習 IV -1	3		3	
			LNG334 韓国語特別演習 IV -2	3		3	
			LNG335 韓国語特別演習 V -1	3		3	
			LNG336 韓国語特別演習 V -2	3		3	
			LNG133 韓国語口語表現演習	1		1	
			LNG236 韓国語実践演習1(TOPIK2級)	1		1	
			LNG237 韓国語実践演習2(TOPIK3級)	1		1	
			LNG234 韓国語で学ぶコリアの文化	2		2	
			LNG235 韓国語で学ぶコリアの歴史	2		2	
			LNG233 ニュースで学ぶ韓国語 A	2		2	
			LNG233 ニュースで学ぶ韓国語 B	2		2	
			計	84	5	78	1

※遠隔学習のためのパソコン活用(2単位)は、放送大学単位互換科目

領域・群	ベンチマーク	授業科目名	単位	必修	選択	自由
共通教育科目群	アカデミック・エリア	GEN222 経済学 1	2		2	
		GEN226 経済学 2	2		2	
		GEN220 社会学 1	2		2	
		GEN227 社会学 2	2		2	
		GEN218 法学 1	2		2	
		GEN228 法学 2	2		2	
		GEN229 心理学 1	2		2	
		GEN230 心理学 2	2		2	
		GEN231 英語学	2		2	
		GEN211 英語文学1	2		2	
		GEN212 英語文学2	2		2	
		GEN232 子どもとことば	2		2	
		GEN233 言語と文化	2		2	
		GEN234 心理言語学	2		2	
		GEN235 論文の書き方	2		2	
		GEN219 国際関係学	2		2	
		GEN221 政治学	2		2	
		計	34	0	34	0

領域・群	ベンチマーク	授業科目名	単位	必修	選択	自由
共通教育科目群	プロフェッショナル・エリア	GEN118 キャリア・スタディ	2		2	
		GEN236 会計学	2		2	
		GEN237 経営入門	2		2	
		GEN238 マーケティング基礎	2		2	
		GEN111 キャリア基礎演習 1	2			2
		GEN223 キャリア基礎演習 2	2			2
		GEN301 キャリア基礎演習 3	2			2
		GEN119 マナー・プロトコル基礎	2			2
		GEN239 観光学概論	2		2	
		GEN120 エアラインビジネス	2		2	
		計	20	0	12	8

領域・群	ベンチマーク	授業科目名	単位	必修	選択	自由
海外科目等 群体験	EXP201	English Cultural Exchange	2		2	
	EXP202	海外 Cabin Attendant (CA) 実習	2		2	
	EXP102	異文化間リサーチ演習	4		4	
	EXP103	エリア・スタディーズ(国内外)	2		2	
	EXP104	地域研究沖縄Ⅱ	1		1	
	EXP101	Seoul Short Program	2		2	
	EXP206	Global Studies	1		1	
	EXP207	Leadership Explorations	2		2	
		計	16	0	16	0

別表第二

領域・群	ベンチマーク	授業科目名	単位	必修	選択	自由
教育の基礎的 理解に 関する 科目等	EDU201	英語科教育法	2	2		
	EDU101	教育基礎論	2	2		
	EDU202	教職入門	2	2		
	EDU203	教育経営論	2	2		
	EDU102	発達心理学	1	1		
	EDU204	特別支援教育の基礎	1	1		
	EDU206	教育課程総論	1	1		
	EDU103	道徳教育の理論と実践	1	1		
	EDU205	総合的な学習の時間の指導法	1	1		
	EDU104	特別活動論	1	1		
	EDU207	教育方法・技術論	1	1		
	EDU208	ICT活用の理論と実践	1	1		
	EDU209	生徒指導論	2	2		
	EDU210	教育相談の基礎	2	2		
	EDU211	進路指導論	2	2		
	EDU212	事前事後指導	1	1		
	EDU213	教育実習	4	4		
	EDU214	教職実践演習(中)	2	2		
		計	29	29	0	0